

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集－携帯電話（TDD方式）等の上空利用の導入に向けた制度整備－
 に対して提出された意見及び当該意見に対する考え方
 [意見募集期間：令和7年3月1日～同年3月31日意見募集]

提出件数 13 件（法人等 11 件、個人 2 件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
全般に関するご意見				
1	株式会社国際電気	ローカル5Gの上空利用の拡大により、ローカル5Gを利用したビジネス展開が一層容易になり、広く国民が高品質なサービスを楽しむ環境が実現するものと考えられます。 また、広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の上空利用の拡大により、多様な自営無線インフラを活用した、ドローン活用ソリューションの創出につながるものと考えられます。 以上のことから、本省令改正案に賛同いたします。 なお、当該無線局の免許手続きにおいて、新たに「上空利用調整区域」の概念が導入され、従来より調整範囲が広がることにより、免許手続きの負担の増加が想定されます。 そのため、免許手続きが、より簡素で迅速なものとなるよう一層の改善を期待しています。	本案についての賛同意見として承ります。	無
2	阪神電気鉄道株式会社 阪神ケーブルエンジニアリング株式会社 株式会社ベイ・コミュニケーションズ 姫路ケーブルテレビ株式会社 BAN-BANネットワークス株式会社 アイテック阪急阪神株式会社 (6社連名)	地域BWA（自営等BWAを含む）やローカル5Gの柔軟な運用に向けた取り組みとして当社も議論に参加した上空利用に係る技術的条件ですが、その結果を踏まえた今回の制度改正案について、当社として賛同します。また、できるだけ早期の公布・施行を要望します。	本案についての賛同意見として承ります。	無
3	KDDI株式会社	ドローンを利活用する事業領域が急速に拡大する中で、ドローン用周波数の拡大が必要であると考えます。本改正案に基づき、新たな周波数帯を上空で利用することにより、新たなユースケースへの対応や、更なる利用者の利便性向上に繋がることを期待されるため、原案に賛同いたします。	本案についての賛同意見として承ります。	無
4	株式会社NTTドコモ	携帯電話の上空利用について一部答申された内容が適切に反映されているため、賛同致します。	本案についての賛同意見として承ります。	無
5	UQコミュニケーションズ株式会社	本改正案に基づき、新たな周波数帯を上空で利用することにより、新たなユースケースへの対応や、更なる利用者の利便性向上に繋がることを期待されるため、原案に賛同いたします。 なお、本改正に伴う当社における新たな上空利用サービスの提供に関しましては、ご利用頂くお客様の需要に基づき、検討していきたいと考えております。	本案についての賛同意見として承ります。	無

省令等の改正（記載）についてのご意見				
6	個人	<p>●電波法施行規則等の一部を改正する省令案 第一条の削除を、それに伴う表題の変更や、第二条の繰り上げなどを含む。 当該内容は、すでに、令和七年総務省令第七号として公布済みのため。</p> <p>●電波法施行規則第2号及び第7号の4に規定する陸上移動局を定める件の一部を改正する告示 別紙1（定めようとする命令等及び根拠法令条項の一覧表）において、「平成30年総務省告示第356号」と案内しているのは、「令和6年総務省告示第277号」の誤りではないか</p>	<p>1点目については、本改正案は令和七年総務省令第七号にて新設された条文を改正するものであるため、案のとおりとさせていただきます。</p> <p>2点目については、ご意見のとおり誤りであり「令和6年総務省告示第277号」が正しい記載となります。</p>	無
7	個人	<p>●電波法関係審査基準の一部を改正する訓令</p> <p>1. 「別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 第2 陸上関係 1 電気通信業務用(19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局 サ 混信等の防止 (ア) 送受信同期等 B (A)」(p.6)で、「2557. MHz、2577. MHz」とあるのは、「2557. 5MHz、2577. 8MHz」の誤りではないか。</p> <p>2. 同「セ その他 (ウ)」(p.9)で、「免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。」に付されている下線は不要ではないか。本改正では不変のため。</p> <p>3. 同「(20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHz から 2595MHz までの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。)の無線局」(p.11)中、「ク 空中線電力の指定」はインデント（字下げ）をやめ、左寄せを、「オ 無線設備の設置場所等」と同じ位置まで。</p> <p>4. 同「4 その他 (16) ローカル5Gの無線局」(p.12)で、「ア 用語の定義」となっているのは「ア 用語の意義」とすべきではないか。つづく文中や、他の項目との対比から。</p> <p>5. 同「イ 電気通信業務用 (ク) 他の無線局との干渉調整等 B 4. 5GHz 帯及び 28GHz 帯の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局 (2) 28. 2GHz から 29. 1GHz までの周波数を使用する場合」の表 (p.16) 中、「離隔距離は、上空利用時の陸上移動局の最大空中線電力に応じて、以下のとおりである。ただし屋内において使用する陸上移動局の場合は、離隔距離の最大は屋内の範囲とする。」の文は、表の枠の外に出すべきではないか。(1)の表との対比から。</p>	<p>ご意見を踏まえ、1点目については以下のとおり、3点目については形式的な修正をいたします。</p> <p>(新) 「2577. 5MHz、2577. 8MHz」 (旧) 「2557. MHz、2577. MHz」</p> <p>また、その他については、ご意見のとおり修正いたします。</p>	有
8	阪神電気鉄道株式会社 阪神ケーブルエンジニアリング株式会社 株式会社ベイ・コミュニケーションズ 姫路ケーブルテレビ株式会社	<p>○「電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案」 【5ページ】(19)地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局 ア 用語の意義 (ソ) 地域 BWA では、基地局と移動局との間で通信が可能な区域であるカバーエリア内で業務を行うことが基本的な考え方と理解していますが、業務区域についてはローカル 5G の審査基準とは異なり、地域 BWA の審査基準に明確な定義はありません。 従いまして、上空利用調整区域は「業務区域の境界から…」ではなく、「カバーエリアの境界から…」とするのが適切と考えます。</p>	ご意見のとおり修正いたします。	有

	BAN-BAN ネットワークス 株式会社 アイテック阪急阪神株式 会社 (6社連名)			
9	阪神電気鉄道株式会社 阪神ケーブルエンジニア リング株式会社 株式会社ベイ・コミュニ ケーションズ 姫路ケーブルテレビ株式 会社 BAN-BAN ネットワークス 株式会社 アイテック阪急阪神株式 会社 (6社連名)	<p>○ローカル5G導入に関するガイドラインの改定案 全般</p> <p>ローカル5Gの現行の審査基準では、「周波数の指定」の項目で「4.6GHzから4.9GHzのうち基地局のカバーエリアが屋内のみの場合には、原則として、4.6GHzから4.8GHzまでの間から優先して割り当てることとする…」とされていますが、実際のsub6帯におけるローカル5G免許では、屋内利用においても4.8GHz-4.9GHzが割当てられており、屋内専用の4.6GHz-4.8GHzの活用は進んでいません。その結果、屋外利用が可能な4.8GHz-4.9GHzにsub6免許人が集中しており、今後さらなる普及が進むことで、エリアが重なる、あるいは近接する屋外と屋内の利用でも干渉調整が必要となることから、より電波の有効活用に資するバランスの取れたローカル5G免許の割当てを期待します。</p> <p>そのうえで、今般の上空利用ではガイドライン案において、4.8GHz-4.9GHzの屋内の上空利用を想定した記載がありますが、前述の通り屋内利用は4.6GHz-4.8GHzが原則である点を踏まえ、審査基準に既に定められている通り、ガイドラインにおいても「屋内利用のみの場合は4.6GHz-4.8GHzの周波数の使用を原則とする」旨を改めて明記するとともに、4.6GHz-4.8GHzの周波数の利用を推奨していただきたく要望します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり追記いたします。</p> <p>1(1) 「なお4.6-4.9GHzのうち基地局のカバーエリアが屋内のみの場合には、原則として、4.6-4.8GHzまでの間から優先して割り当てることとされている。」</p> <p>2(8)3) 「基地局のカバーエリアが屋内のみの場合には、原則として、4.6~4.8GHzの周波数帯を使用すること。」</p> <p>2(8)3)② 「原則として、4.6~4.8GHzの周波数帯を使用する基地局が設置できない地域である場合又は基地局のカバーエリアが屋外を含む場合に限り、」</p>	有
10	ソフトバンク株式会社	<p>電波法関係審査基準 (16) ローカル5Gの無線局 イ(ク)B(B) (2) 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合 P16</p> <p>当該箇所に記載されている、「離隔距離は、上空利用時の陸上移動局の最大空中線電力に応じて、以下のとおりである。ただし屋内において使用する陸上移動局の場合は、離隔距離の最大は屋内の範囲とする。」は表外に記載することが望ましいため、修正いただくことを希望します。</p> <p>ローカル5G導入に関するガイドライン 別紙7(2)P42</p> <p>本ガイドライン案における当該箇所において、以下の通り修正いただくことを希望します(下線部)。</p> <p>(2) <u>28.2GHz</u>から29.1GHzまでの周波数を使用する場合</p>	ご意見のとおり修正いたします。	有
その他のご意見				

11	個人	<p>反対。</p> <p>単純な規制緩和ではドローンによる防犯、セキュリティ上のリスクが増加する。規制緩和を合わせて私有地においては、ドローンの飛行を抑止するための電波局を認めるべきである。</p>	<p>本案については、TDD方式の周波数帯域を使用する携帯電話等を上空で利用可能とするためのものであって、ドローン等の無人航空機の飛行を規制するためのものではないため、ご意見については本意見募集の対象外となります。</p>	無
12	個人	<p>電波法関係審査基準の全文のインターネット公開を、意見募集の都度、こうして局所的・断片的な差分だけを示されても、横断的・俯瞰的な確認ができないため。</p>	<p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
13	個人	<p>●ローカル5G導入に関するガイドライン</p> <p>「2. ローカル5G導入に係る電波法の適用関係 (4) 包括免許の適用」で、制度運用の適正化を、実際問題として、包括免許の陸上移動局は、指定923,866局枠に対し開設8,735局と、異常なまでに乖離している。ともすれば実需を見誤り、電波行政がゆがめられかねない。蓋然性を高めた申請・審査を、とくに、372,250局枠を求めた事業者は44億円の債務超過状態にあり、利用者保護の観点からも検証すべきである。(各数値根拠：無線局統計情報(2025年1月末)での「広帯域移動無線アクセスシステム(eMTC端末&NR化対応端末以外)&ローカル5Gの端末」と「ローカル5Gの端末」との合算値、無線局等情報検索、決算公告2024年3月31日時点。)</p>	<p>ご意見については本意見募集の対象外となりますが、必要に応じて、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
14	株式会社 NTT ドコモ	<p>審査基準</p> <p>航空機及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局(中継を行うものを除く。)として、5G NR-TDDは28GHz帯のみが定義されており、Sub6帯が除外されています。</p> <p>除外された理由は、2023年6月21日に情報通信審議会の一部答申された5G等の利用拡大に向けた中継局及び高出力端末等の技術的条件において3.7GHz帯及び4.5GHz帯の5Gの陸上移動中継局は継続検討とされたものと同様に、航空機電波高度計における干渉への脆弱性の問題に起因しています。米国においては5Gシステムとの共存のため、NPRMで規定された互換性の基準に従うよう求められており、米国に飛来する航空機に対してフィルタを実装することが義務化されました。このような背景を受け、5Gシステムの利用拡大を図るためには、航空機電波高度計へのフィルタ実装について被干渉側においても進めることが重要と考えます。</p>	<p>ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無